〇只見町の野生動植物を保護する条例 平成 28 年 6 月 24 日条例第 22 号

只見町の野生動植物を保護する条例

(前文)

只見町(以下「町」という。)は、豊かな自然環境を有し、それを拠り所とする多種多様な野生動植物が生育・生息しています。私たち町民はこのような野生動植物を含めた生態系、自然環境の存在によって日々の生活が支えられています。そうした意味で自然環境や野生動植物は地域住民の共有財産あるいは資源であり、保護・保全に取り組むべき対象となります。

更に、地域のこうした自然環境や野生動植物を保護・保全することは、持続可能な天然資源の利活用を通じた地域社会の発展につながることから、この地域社会にとって極めて重要な課題といえます。

ここに私たちは、町、町民、事業者及び来町者が一体となり、町の豊かな自然環境とその 重要な構成要素である野生動植物とその生育、生息場所の保護・保全を図り、地域の持続可 能な発展を目指すことを決意し、この条例を定めるものとします。

(目的)

第1条 この条例は、町、町民、事業者及び来町者が町内に生息する野生動植物の保護・保全を図ることをもって、自然環境、生物多様性の保護・保全と天然資源の持続可能な利活用を通じて地域の持続可能な発展を目指すことを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) この条例において「野生動植物」とは、自然環境の下で、生育、生息する野生の動植物をいう。近年、栽培、飼育する目的で導入され、野生化した動植物は除く。
 - (2) この条例において「絶滅危惧種」とは、国及び県が公表するレッドリスト(絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト)に記載されている野生動植物をいう。
 - (3) この条例において「町指定貴重野生動植物」とは、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「法」という。)第4条第3項の国内希少野生動植物種(以下「国内希少野生動植物種」という。)、法第5条第1項の緊急指定種及び福島県野生動植物の保護に関する条例(平成16年福島県条例第23号。以下「県条例」という。)第2条第2項の特定希少野生動植物(以下「県特定希少野生動植物」という。)を除く野生動植物のうち、第6条第1項の規定により町長が指定するものをいう。

(町の責務)

- 第3条 町は、この条例の目的を達成するための基本的かつ総合的な施策を策定するよう努めるとともに、これを実施しなければならない。
- 2 町は、野生動植物の保護・保全に積極的に取り組むとともに、町が行う各種事業において、最大限、野生動植物及びその生息・生育場所の保護・保全に努めなければならない。

3 町は、町内に生育、生息する野生動植物の保護・保全の重要性を町民、事業者及び来町 者に理解が深まるよう、啓発に努めるものとする。

(町民、事業者及び来町者の責務)

第4条 町民、事業者及び来町者は、町内に生息、生育する野生動植物の存在価値を理解し、 その保護・保全に努めるとともに、町が実施する施策に協力するものとする。

(絶滅危惧種の取扱い)

第5条 町民、事業者及び来町者は、絶滅危惧種の個体及び個体群、そして、その生育地、 生息場所の保護・保全を図るため、捕獲、採取、殺傷、損傷(以下「捕獲等」という。) 及び悪影響を与える活動を控えるように努める。

(町指定貴重野生動植物の指定及び取扱い)

- 2 町長は、指定をするときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 4 町民、事業者及び来町者は、町指定貴重野生動植物の個体及び個体群、そして、その生育地、生息場所の保護・保全を図るため、捕獲等及び悪影響を与える活動を控えるように努める。

(大量捕獲等行為の禁止)

- 第7条 町内で次に掲げる場合を除き、野生動植物に対して大量に捕獲等をする行為は禁止 する。
 - (1) 町民が慣行的に捕獲等をする場合
 - (2) 農林漁業に大きな被害を及ぼし、又は及ぼすことが確実である場合に、その被害を 防止するために捕獲等をする場合
 - (3) 前各号に掲げる場合を除くほか、公益上の事由により町長が特に必要と認めた場合
- 2 前項第3号による捕獲等をする者は、規則で定めるところにより事前に町長の許可を受けなければならない。

(保護・保全措置)

- 第8条 町は野生動植物の不法な捕獲等に際しては、当該行為者に対し警告するとともに、 監督機関に通報しなければならない。
- 2 町は、町内の貴重な野生動植物(絶滅危惧種及び町指定貴重野生動植物)の捕獲等について、町民の慣行的な捕獲等を除き、当該行為者に対しその中止を勧告することができる。
- 3 町民、事業者及び来町者は、町の行う野生動植物の保護、保全措置に対し、積極的に協力することに努める。

(只見町野生動植物保護監視員)

- 第9条 町は、野生動植物の保護・保全を図るため、只見町野生動植物保護監視員(以下「保護監視員」という。)を置くことができる。
- 2 保護監視員は次の各号に掲げるものに委嘱することができる。
 - (1) 只見町公認自然ガイド

- (2) 町長が特に必要と認めたもの
- 3 保護監視員は、町内の野生動植物の保護・保全のために、町と協力し、巡視、指導、助 言を行うことができる。

(野生動植物保護基本指針の策定)

第10条 町長は、町民との協力のもとに野生動植物保護のための基本的かつ総合的な方針 (以下、「野生動植物保護基本方針」という。)を定めるものとする。

(野生動植物保護基準の策定)

- 第11条 町長は、野生動植物保護に関する基準(以下「野生動植物保護基準」という。) を定めるものとする。
- 2 野生動植物保護基準には、次の各号に掲げるうち必要なものについて定めるものとする。
 - (1) 野生動植物の捕獲等に関する事項
 - (2) 野生動植物の生息地、生息場所に関する事項
 - (3) 町指定貴重野生動植物の指定に関する事項
 - (4) その他、町長が必要と認めた事項

(野生動植物保護基準の遵守)

第12条 町内に生育、生息する野生動植物を採取、捕獲し、利用する場合、あるいは貴重な野生動植物の生育、生息場所付近において、産業活動や開発行為を行う場合は、野生動植物保護基準に適合させるよう努めなければならない。

(援助等)

第13条 町長は、野生動植物保護のために必要な行為をしようとする者のうち必要と認めた者に対して技術援助を行い、又はその行為に要する経費の一部を予算の範囲で助成することができる。

(雑則)

- 第14条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は別に定める。 (罰則)
- 第15条 第七条第一項の規定に違反した者は一万円以下の過料に処する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。